

請書

契約事項 血球試薬の単価契約

契約金額

品名	単価	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	備考
デ イコ [®] A血球 ホソ・クリカ [®] ・ダ イグ [®] ノスティックス 153006 10ml			
アフアーマ [®] エン ホソ・クリカ [®] ・ダ イグ [®] ノスティックス 151002 10ml ×2			

うち「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

受注条件

- 契約期間 令和 7 年 4 月 契約締結日 から
令和 8 年 3 月 31 日 まで
- 納入場所 長野県警察本部科学捜査研究所
- 納入期限 その都度指定する期日
- 品質保証期限 納入後3 週間
- 契約保証金 納付免除
- 納入遅延の遅延賠償金 納入期限内に物品を完納することができないと認められるときは、受注者は速やかに遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、発注者の指示を受ける。
発注者は書面の提出があったときは、審査のうえ、納入期限後に完納する見込みがあると認められるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認める。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、受注者はその事由を附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額を支払うものとする。
- 支払条件 納入後、適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。
- 支払遅延利息 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。
- 契約解除に対する違約金 本契約条項を履行しないときは、契約金額の100分の10 に相当する金額を納入して解除する。

上記の金額及び受注条件をもって貴官の指示どおり 履行することをお請けします。

令和7 年 4 月 日

支出負担行為担当官
長野県警察会計担当官 殿

住所
会社名
代表者名